

# こども職業体験イベント実施運營業務委託企画提案募集要領

## 1 委託業務名

こども職業体験イベント実施運營業務委託

## 2 趣旨

本業務は、11月19日を松江市の「子育ての日」と設定し、「子育ての日」に合わせて、小学生を対象とした職業体験イベントを開催するものである。

ロールシェアリング(役割交換)として、普段、大人が担う役割(=仕事)を子どもたちが体験することで、社会の仕組みを学び、家族で協力し合う大切さを考える契機とする。また、子育て中の親にとっては、子どもの成長の実感や子育ての幸福感の向上を促すとともに、地域の特色ある多様な業種の事業者が参画することにより、社会全体で子育てを応援する機運を醸成し、子育てに温かい社会づくりを推進する。

## 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年1月31日

## 4 提案上限額

8,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

## 5 委託業務の内容

別紙「こども職業体験イベント実施運營業務委託仕様書」のとおり

## 6 作業条件

実行委員会の事務局職員と綿密な企画調整を行える体制を構築するとともに、その体制を明記すること。

## 7 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 令和4・5・6年度松江市競争入札参加資格を有していること。ただし、松江市内に本社または契約を委任した営業所を有する者に限る。
- (2) 松江市から指名停止措置、入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 法人格を有していること。
- (4) 参加者1千人以上のイベントを企画及び運営した実績があること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしている者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (8) 所得税又は法人税、法人市民税、固定資産税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか、義務付けられている租税公課を滞納していないこと。

## 8 公募スケジュール(予定)

- (1) 募集要領等の提示 令和5年5月1日(月)

(2) 質問書の提出期限	令和5年5月17日(水) 17時まで(必着)
(3) 質問書に対する回答	令和5年5月19日(金)
(4) 参加意思表明書提出期限	令和5年5月24日(水) 17時まで(必着)
(5) 企画提案書の提出期限	令和5年5月31日(水) 17時まで(必着)
(6) プレゼンテーション実施	令和5年6月5日(月) 予定
(7) 審査結果通知	令和5年6月6日(火) 以降
(8) 契約日	令和5年6月中旬

## 9 参加意思表明書の提出

「こども職業体験イベント実施運営業務委託」の企画提案に参加を希望する場合は、あらかじめ「参加意思表明書」(様式1)を提出すること。

### (1) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

【提出先】こども職業体験イベント実行委員会事務局

(松江市産業経済部商工企画課)

住所：島根県松江市末次町86

電話：0852-55-5208

電子メールアドレス：[shoukou@city.matsue.lg.jp](mailto:shoukou@city.matsue.lg.jp)

### (2) 提出期限

令和5年5月24日(水) 17時まで。

ア 持参の場合は、土日祝日を除く月曜日から金曜日の9時から17時までに持参すること。

イ 郵送の場合は原則として書留とし、上記日時必着。

ウ 電子メールの場合は、上記日時必着とし、メール送信後10分以内に必ず受信確認の電話(0852-55-5208)をすること。

## 10 質問事項の受付

募集要領の内容に関する質問は次のとおり受け付ける。

### (1) 受付期間

令和5年5月17日(水) 17時まで

### (2) 受付方法

「質問書」(様式7)に記入の上、電子メールで提出すること。

(提出先アドレス) [shoukou@city.matsue.lg.jp](mailto:shoukou@city.matsue.lg.jp)

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った事業者名を伏せた上で、令和5年5月19日(金)までに、松江市ホームページに掲載する。また、松江市の回答は、募集要領及び仕様書等を補足する効力を有するものとする。

## 11 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

### (1) 企画提案書(様式4)

別紙「こども職業体験イベント実施運営業務委託仕様書」の内容を踏まえ、以下の内容を必ず記載すること。

- ア 事業計画
  - ・ 委託業務の目的を踏まえた開催コンセプト
  - ・ イベント実施までの工程表
  - ・ 参加者が広く楽しめる職業体験プログラム
  - ・ 子育て支援策の周知・啓発
- ウ 出展企業・団体、協賛企業・団体の募集・確保に向けた取組方法
- エ 参加者の募集
- オ 広報計画
- カ 参加費及び協賛金
  - ・ 参加費及び協賛金の徴収の有無
  - ・ 参加費及び協賛金を徴収する場合は、徴収方法と実現可能性、想定金額等
- キ 独自企画案
  - (2) 会社概要（様式2）
  - (3) パンフレット等、法人の事業概要が分かるもの
  - (4) 類似業務受託実績（様式3）
  - (5) 運営体制（様式5）
  - (6) 経費見積書（様式6）

## 1 2 企画提案書等の提出部数及び提出方法

- (1) 提出部数
  - 10部（正本1部、副本9部）
- (2) 提出方法
  - 持参又は郵送
  - 【提出先】 こども職業体験イベント実行委員会事務局  
（松江市産業経済部商工企画課）  
住所：島根県松江市末次町8-6 松江市役所第4別館2階
- (3) 提出期限
  - 令和5年5月31日（水）17時まで
  - ア 持参の場合 土日祝日を除く月～金曜日 9時から17時まで
  - イ 郵送の場合は原則として書留とし、上記日時必着のこと
- (4) その他
  - ア 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。
  - イ 本委託業務に係る説明会は開催しない。
- (5) 企画提案書に関するプレゼンテーション
  - 企画提案書等の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーションを実施する。
  - ア 実施時期
    - 令和5年6月5日（月）（予定）
    - ※詳細な日時については別途通知による。
  - イ 実施場所
    - 松江市役所庁舎内会議室（予定）
    - ※詳細な場所については別途通知による。
  - ウ 注意事項等

- ① プレゼンテーションは、原則として、実施体制の責任者又はリーダーが行うこととし、同席できるのは2名までとする。（計3名まで）
- ② プレゼンテーションの実施時間は30分程度とし、説明時間20分以内、本市からの質問及びその回答時間は、10分程度とする。
- ③ プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。
- ④ プレゼンテーションの方法は紙に印字した企画提案書等により行うこと。ただし、提案者側の任意で、提案者側で準備したパソコンを用いた提案を補足的に行うこともできる。

(6) その他

ア 失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書、企画提案書等が、次の事項の一つに該当するものは、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 提出期限、提出先および提出方法に適合しないもの。
- (イ) 指定する様式及び本要領に示した条件に適合しないもの。
- (ウ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (オ) 前記「4 提案上限額」を超えたもの。
- (カ) 仕様書の要件を満たさないもの。
- (キ) 前記「7 参加資格」を満たしていない者による企画提案書等。

イ 制約事項

- (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (イ) 提出された書類等は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- (ウ) 提出された書類等は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出された書類等は、提出期限後の差し替えおよび再提出は一切受け付けない。
- (オ) 提出された書類等は、全て返却しない。
- (カ) 提出された書類等に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

### 1.3 審査方法

(1) 審査委員会の設置

企画提案書等を審査するために「こども職業体験イベント実施運營業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 受託候補者の選定方法

- ア 下記「(3) 審査基準」に基づき、プレゼンテーションでの評価点方式で審査する。
- イ 審査は、受託候補者の優先順位を決定するものであり、本市は審査の結果、評価点の合計点数が最も高い提案者を第一優先交渉権者とする。次点は第二優先交渉権者とする。
- ウ 順位点の合計が同点の場合は、審査委員会の各委員の合議により決定するものとする。
- エ 評価点が満点の6割に満たない場合は優先交渉権者として選定しない。
- オ 順位の最も高かった優先交渉権者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者と協議を行う。また、以降も同様とする。

(3) 審査基準

	評価項目	評価内容	配点
1	開催コンセプト	仕様書の内容を踏まえたイベントとしてふさわしい内容となっているか。	10

2	工程表	イベント実施までの実施計画が、現実的で信用できる内容になっているか。	10
3	職業体験プログラム	参加者が広く楽しめる企画となっているか。	10
4	子育て支援策の周知・啓発	国及び市の子育て支援策等を周知・啓発する内容となっているか。	10
5	運営体制	委託業務の目的・内容を十分理解した運営体制が確保されているか。 混雑の生じないように来場者の受付・案内が工夫されているか。 参加者がスムーズに複数体験できるよう対策が講じられているか。	20
6	出展企業・団体、協賛企業・団体、参加者募集・確保に向けた取組方法	出展企業、協賛企業、参加者の確保に向けた取組内容は適切か。実現可能性は高いか。	10
		取組方法は、提案者が今までに培った実績や経験、ネットワークが活用されているか。	10
7	広報計画	来場者確保に向けて効果的に広報、宣伝する企画を提案しているか。	10
8	独自企画案	子どもを持つことを検討中の夫婦から小学生の子どもを持つ子育て中の家族までが広く楽しめる魅力的な独自企画を提案しているか。 待機時間も楽しめる企画等を提案しているか。	10
9	見積額	提案内容に対して、適正な見積額であるか。	10
合計			110

- ・評価の際には「普通」を基準として、それよりもどの程度優れているかまたは劣っているかを判断するものとする。
- ・評価には、次のとおり対応する点数を設け、当該項目の点数とする。
  - 大変優れている：10点（5は20点）
  - 優れている：8点（5は16点）
  - 普通：6点（5は12点）
  - 劣る：4点（5は8点）
  - 大変劣る：2点（5は4点）

#### (4) 審査結果について

審査結果は、受託候補者の選定後にプレゼンテーションに参加したすべての提案者に対して文書で通知する。通知時期は令和5年6月6日（火）以降とする。また、審査結果は松江市ホームページへ掲載する。

### 1.4 契約の相手方の決定方法

- (1) 業務内容に関する細目事項について、提案された内容を加え、審査委員会が選定した第一優先交渉権者と業務委託契約の契約交渉を行う。ただし、第一優先交渉権者との契約交渉が整わない場合は、次点交渉権者と契約交渉を行う。
- (2) 第一優先交渉権者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に第一優先交渉権者に事故のある場合等第一優先交渉権者としての資格要件を失った時は、第一優先交渉権者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、審査委員会において次点交渉権者と契

約交渉を行う。また、以降も同様とする。

- (3) 当該企画提案募集において、不正が行われた事実が明らかになった時は、企画提案募集の決定を取り消す。
- (4) 企画提案募集に参加する者の数が1者であっても、上記選定方法により審査し受託候補者を選定する。

## **15 担当者連絡先**

8 (1) 〈提出先〉と同様